

申請書類作成手数料表

※税別の金額です。組合員以外は5%増しです。

I 一般用

1、給水装置申請（臨時）

メータ口径mm	13	20	25	40	50	75以上
申請書作成料金（円）	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	別途算定
計画図面作成料金（円）	14,000	16,000	19,000	39,000	42,000	別途算定
合計（円）	19,000	21,000	24,000	44,000	47,000	別途算定

※ただし、専用給水装置工事の申請（本申請）をとみなわない臨時給水は、別途算定する。

2、給水装置申請（本申請）

当組合で臨時給水図面を作成したのものについては、3,000円～変更の度合いにより見積もり。

臨時なし、または当組合が臨時図面を作成していない場合は、上記「計画図面作成」の料金と同じとする。

（一般用とは那覇市水道給水条例第4条の専用給水装置工事の申請に必要な諸書類）

3、排水設備申請

メータ口径mm	13	20	25	40	50	75以上
申請書作成料金（円）	14,000	16,000	19,000	39,000	42,000	別途算定

（那覇市下水道条例第6条による確認をうけるための申請書類作成手数料は、上記給水装置に設置された那覇市水道局メータ口径を基準に算定する）

※道路占用、道路使用申請書類作成は別途算定する。

II 連合栓等

1、給水装置申請

1、連合栓

上記I、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とする件数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例：水道局メータ（親メータ）40mm 入居戸数25戸 連合栓20栓 事業所5栓 図面を必要とする件数15栓（連合栓10栓、事業所5栓）
 $39,000円 + \{ (15件 - 1) \times 5,000円 \} = 109,000円$

2、平型メータ（局との契約により需要者の設置したメータ（子メータ）により検針調定する例）

上記I、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とするメータ個数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例：水道局メータ（親メータ）40mm 入居戸数25戸 メータ個数26個 図面を必要とする件数15栓
 $39,000円 + \{ (15件 - 1) \times 5,000円 \} = 109,000円$

3、隔測メータ（局との契約により需要者の設置した隔測メータ（子メータ）により検針調定する例）

※例：上記2、の例による

2、排水設備申請

1、連合栓

上記I、2の排水設備申請の口径別料金に、配管図を必要とする件数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例：親メータ 40mm 入居戸数25戸 連合栓20栓 事業所5栓 図面を必要とする件数15栓（連合栓10栓、事業所5栓）
 $27,300円 + \{ (15件 - 1) \times 5,000円 \} = 97,300円$

2、平型メータ（子メータにより検針調定する例）

上記I、1の給水装置申請の口径別料金に、配管図を必要とするメータ個数から1を減じた数に5,000円を乗じた金額を加算する。

※例：親メータ 40mm 入居戸数25戸 メータ個数26個 図面を必要とする件数15栓
 $27,300円 + \{ (15件 - 1) \times 5,000円 \} = 97,300円$

3、隔測メータ（隔測子メータにより検針調定する例）

※例：上記2、の例による

III 増設、改造、撤去

1、給水装置申請

上記I、1の一般用口径別料金、又はII、1の例による。

2、排水設備申請

上記I、2の一般用口径別料金、又はII、2の例による。

各戸検針及び水道料金徴収に関する申請書類作成料金

I、平型メータを設置するための申請書作成

戸数	～10	11～20	21～30	31～
手数料	15,000	18,000	21,000	10戸増毎3,000円増

諸手数料は現金または、下記口座にお振込お願い致します。

口座名 那覇市管工事協同組合
 銀行名 沖縄銀行 識名支店
 店番 114
 口座番号 1407398

普通預金

那覇市管工事協同組合

電話 860-5238

FAX 860-5239

担当：嘉数 光浩

我那覇 望